

# 令和6年4月から 義務化される事項について

新潟市福祉部福祉監査課



# 項目

1. 虐待の防止
2. 業務継続に向けた取組
3. 認知症に係る基礎的な研修の受講
4. 居宅サービス事業者等における  
感染症の予防及びまん延防止の措置
5. 介護保険施設等における  
感染症の予防及びまん延防止の措置
6. 栄養管理
7. 口腔衛生の管理



	項目	対象サービス種別
1	虐待の防止	居宅サービス/ 地域密着型サービス/ 居宅介護支援/ 介護予防支援/
2	業務継続に向けた取組	介護老人福祉施設/ 介護老人保健施設/ 介護療養型医療施設/
3	認知症に係る 基礎的な研修の受講	介護医療院



	項目	対象サービス種別
4	居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延防止の措置	居宅サービス/ 地域密着型サービス/ 居宅介護支援/ 介護予防支援/



	項目	対象サービス種別
5	介護保険施設等における感染症の予防及びまん延防止の措置	地域密着型介護老人福祉施設/ 介護老人福祉施設/ 介護老人保健施設/ 介護療養型医療施設/ 介護医療院



	項目	対象サービス種別
6	栄養管理	地域密着型介護老人福祉施設/ 介護老人福祉施設/ 介護老人保健施設/ 介護療養型医療施設/ 介護医療院
7	口腔衛生の管理	



# 1. 虐待の防止

- ▶ 虐待防止検討委員会の開催（定期的）
- ▶ 指針の整備
- ▶ 研修の実施（年1回以上＋新規採用時）  
（入所系施設は年2回以上＋新規採用時）
- ▶ 担当者の設置



## 2. 業務継続に向けた取組

- ▶ 業務継続計画（BCP）の策定
- ▶ 研修の実施（年1回以上＋採用時）  
（入所系は年2回以上＋採用時）
- ▶ 訓練の実施（年1回以上）  
（入所系は年2回以上）



### 3. 認知症に係る基礎的な研修の受講

- ▶ 認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置



## 4. 居宅サービス事業者における 感染症の予防及びまん延防止の措置

- ▶ 委員会の開催（半年に1回以上）
- ▶ 指針の整備
- ▶ 研修の実施（年1回以上＋採用時）
- ▶ 訓練の実施（年1回以上）



## 5. 介護保険施設等における 感染症の予防及びまん延防止の措置

- ▶ 委員会の開催（3ヶ月に1回以上）
- ▶ 指針の整備
- ▶ 研修の実施（年2回以上＋採用時）
- ▶ 訓練の実施（年2回以上）



## 6. 栄養管理

- ▶ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、多職種が協働して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成する。
- ▶ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行う。
- ▶ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する。

→基準を満たさない場合は減算となる



## 7. 口腔衛生の管理

- ▶ 歯科医師が介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を行う。  
(年2回以上)
- ▶ 口腔衛生計画を作成し、必要に応じて定期的に見直す。



おわり

「高齢者虐待の防止について」  
「生活保護制度における介護扶助について」  
の資料を各自確認してください。

